（別記様式第１号）

|  |  |
| --- | --- |
| 計画作成年度 | 令和５年度 |
| 計画主体 | 橋本市 |

橋本市鳥獣被害防止計画

　　　　　　　　　　＜連絡先＞

　　　　　　　　　　　　橋本市経済推進部農林振興課

和歌山県橋本市東家一丁目１番１号

　　　　　　　　　　　 0736-33-1111(内 6103)

0736-33-1665(33-2175)

　　　　　　　メールアドレス nourin@city.hashimoto.lg.jp

（注）１　共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。

２　被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | ｲﾉｼｼ、ｼｶ、ｱﾗｲｸﾞﾏ、ｶﾗｽ、ｶﾜｳ、ｻｷﾞ |
| 計画期間 | 令和５年度　～　令和７年度 |
| 対象地域 | 橋本市全域 |

（注）１　計画期間は、３年程度とする。

　　　２　対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和３年度）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
| 品　目 | 被害数値 |
| 農作物被害  イノシシ  　シカ  　アライグマ  タヌキ  カラス | 水稲、果樹、野菜、その他  水稲、果樹、野菜、その他  果樹、野菜  果樹、野菜  果樹 | 607.8万円 22.09ha  　178.9万円 10.89ha  　296.8万円 4.41ha  8.5万円 0.09ha  25.0万円 0.57ha |
| 小計 |  | 1117.0万円 38.05ha |
| 水産被害  カワウ  サギ | アユ  アユ | 44.0万円  44.0万円 |
| 小計 |  | 88.0万円 |
|  |  | 1205.0万円　 38.05ha |

（注）　主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

|  |
| --- |
| 本市における鳥獣被害は、イノシシ、シカ、アライグマ、タヌキ、カラス、カワウ、サギなどで、農林水産物の被害が多く、令和３年度の被害額は、1205.0万円となるなど深刻な問題となっている。  イノシシによる農作物や農地への被害は、以前からも顕著であり、今では人里周辺の農地にまでも被害が及んでいる。冬場にも幼獣（ウリ）を確認しており、春先の子育てに失敗したイノシシの繁殖が繰り返し行われている可能性が高く、近年、市内各所で目撃情報や住宅地内での出没情報が多く寄せられる。  シカについても、紀ノ川を境に南側の山間部で被害が多発しており、生息頭数の増加が予想され、捕獲頭数も増加傾向にある。最近では、北側の山間部でも、出没情報があり、今後、被害の拡大が懸念される。  アライグマは、市内全域で生息しており、住宅地近くの農地でも野菜や果樹への食害の増加が懸念されるほか、民家の屋根裏などでの生息も確認され、生活環境被害も懸念されている。  　カラスは、市内全域で果樹被害や生活環境被害が報告されている。  カワウ、サギによる水産物被害についても、紀ノ川においてアユの食害が報告されている。 |

（注）１　近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

　　　２　被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指標 | 現状値（令和３年度） | 目標値（令和７年度） |
| 農林水産被害額 |  |  |
| イノシシ  　シカ  　アライグマ  タヌキ  　カラス | 607.8万円 22.09ha  　178.9万円 10.89ha  　296.8万円 4.41ha  8.5万円 0.09ha  25.0万円 0.57ha | 425.5万円 　15.45ha  125.2万円 　 7.62ha  207.8万円 　 3.09ha  6.4万円 　 0.06ha  17.5万円　　0.40ha |
| 小計 | 1117.0万円 38.05ha | 782.4万円 　26.62ha |
| 水産被害  カワウ  　サギ | 44.0万円  44.0万円 | 30.8万円  　　 30.8万円 |
| 小計 | 88.0万円 | 61.6万円 |
| 計 | 1205.0万円　 38.05ha | 844.0万円 26.62ha |

（注）１　被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

　　　２　複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
| 捕獲等に関する取組 | 猟友会による捕獲  有害捕獲【イノシシ・シカ・アライグマ】については、国、県と市を併せて、経費の助成を実施。  　特定外来生物防除実施計画に基づき、安全講習会を実施し、講習会参加者については、従事者として登録を行い、捕獲檻を従事者に貸し出すとともに、アライグマの根絶に向けた、捕獲に取り組んだ。  また、効果的な捕獲を推進するため、わな等の購入について、市単独補助金を活用し助成を行ってきた。  　アライグマの捕獲後の処分については、できる限り、苦痛を与えないよう炭酸ガスによる安楽処分の上、処分した個体は廃棄物として適切に処理している。 | 野生鳥獣による農林水産物被害は、年々増加しており深刻な状況になっている。  　近年には、猟友会の有害捕獲者の高齢化が進み、また捕獲の担い手が減少しているため、一人一人への負担が増加している。  今後は、新たな担い手の育成として農業者に狩猟免許の取得を推進している。  　捕獲鳥獣の処分方法が確立されておらず、今後、地域資源としての利活用や、焼却施設等の検討が必要である。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 県や市による補助金等を活用した施工量は、平成13年度から令和3年度までで、総延長は263.7kmで受益面積は839.9haにのぼり、今後も効果的な柵の設置を実施する。 | より効果的に被害軽減できる防護柵の設置方法について農家等への周知を行い、集落が一体となった有害鳥獣対策を講じていく体制作りを進めている。  　イノシシ・シカ等の被害防止対策を継続的に進めなければ、農業者の高齢化に伴う耕作意欲の衰退や、耕作放棄地が拡大することによる生息数の増加で被害が拡大するため、農業者の意識改革を含めた防護柵の設置を推進していく必要がある。 |
| 生息環境管理その他の取組 | 生息環境の管理については、有害鳥獣の捕獲確認時に捕獲従事者に個別に聞き取り等を行っている。 | 市内全域を対象とした生息調査や生息状況を地図上に落とし込んで生息状況を見える化していくような取り組みを検討していく必要がある。 |

（注）１　計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

　　　２　「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

３　「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・

管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

４　「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果

樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等につい

て記入する。

（５）今後の取組方針

|  |
| --- |
| 増加傾向にある被害を軽減するため、防護柵等の設置、有害鳥獣の捕獲、耕作放棄地等の適切な管理に重点をおき、周辺環境の改善をするように地域全体で取り組む必要がある。  　既存の防護柵については、点検整備を促すとともに、被害地域の拡大を防止するため、周辺農地の農家に対し、被害が発生する前に防護柵を設置してより効果的な対策を行うよう指導していく。  　被害が甚大な地域を中心に捕獲檻の設置を行い、有害鳥獣の効率的な捕獲を推進する。  　狩猟者の高齢化を考慮し新規の狩猟免許取得の推進を今後も継続する。  　アライグマについては、特定外来生物法に基づく防除により「箱わな」による捕獲を継続し、捕獲従事者の充実のため講習会を開催し資格者を拡大して捕獲強化に努める。  　鳥獣被害対策は地域全体の取り組みと、一人一人の意識改革や知識と技術の向上が重要であることから、和歌山県農作物鳥獣害対策アドバイザーによる相談や指導を行う。  　また、ICTなどの先端技術を有効活用した捕獲対策についても捕獲従事者の意見を取り入れながら導入を検討していく必要がある。 |

（注）　被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

|  |
| --- |
| ○鳥獣被害対策実施隊を設置  　・常勤職員２名（橋本市職員）  　　施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査  　・非常勤職員１６５名  　　捕獲の実施（猟友会１６５名）  既存の猟友会による捕獲は継続していくが、狩猟者の高齢化等による担い手不足を解消するため農業者による狩猟免許取得も推進していく。  　　また、鳥獣被害対策実施隊による継続的な鳥獣被害の監視及び対策に取り組み、充実した捕獲体制のもと、イノシシ・シカ・アライグマを捕獲していく。 |

（注）１　鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

　　　２　対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

　　　３　捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（２）その他捕獲に関する取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和５  年度 | ｲﾉｼｼ  ｱﾗｲｸﾞﾏ  ｼｶ  ｶﾗｽ  ｶﾜｳ | ・猟友会との連携を強化して捕獲を行う。  ・アライグマの捕獲檻を農家等に貸し出し、効果的  　に捕獲を行う。  ・推進協議会によってイノシシやシカなどの捕獲に必要な機材を導入し、実施隊員による捕獲体制を整備して地域等の捕獲要請に対処していく。  ・狩猟者安全講習会や捕獲技術の向上のための講習会等を開催する。  ・鳥獣被害を効果的に軽減するために捕獲を行う経費の一部を国・県・市の補助金で負担する。 |
| 令和６  年度 | ｲﾉｼｼ  ｱﾗｲｸﾞﾏ  ｼｶ  ｶﾗｽ  ｶﾜｳ | ・猟友会との連携を強化して捕獲を行う。  ・アライグマの捕獲檻を農家等に貸し出し、効果的  　に捕獲を行う。  ・推進協議会によってイノシシやシカなどの捕獲に必要な機材を導入し、実施隊員による捕獲体制を整備して地域等の捕獲要請に対処していく。  ・狩猟者安全講習会や捕獲技術の向上のための講習会等を開催する。  ・鳥獣被害を効果的に軽減するために捕獲を行う経費の一部を国・県・市の補助金で負担する。 |
| 令和７  年度 | ｲﾉｼｼ  ｱﾗｲｸﾞﾏ  ｼｶ  ｶﾗｽ  ｶﾜｳ | ・猟友会との連携を強化して捕獲を行う。  ・アライグマの捕獲檻を農家等に貸し出し、効果的  　に捕獲を行う。  ・推進協議会によってイノシシやシカなどの捕獲に必要な機材を導入し、実施隊員による捕獲体制を整備して地域等の捕獲要請に対処していく。  ・狩猟者安全講習会や捕獲技術の向上のための講習会等を開催する。  ・鳥獣被害を効果的に軽減するために捕獲を行う経費の一部を国・県・市の補助金で負担する。 |

（注）　捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

|  |
| --- |
| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
| 和歌山県第１３次鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。  ・ｲﾉｼｼ  　　豚熱の影響により令和３年度に捕獲数が大幅に減少したが、今後は捕獲数の急激な増加が予想される。近年は農地周辺以外の民家付近や住宅地にも出没しており、猟友会や実施隊員と協力連携しながら着実な被害軽減を目指す。  ・ｼｶ  　　山里への出没が頻繁となり、捕獲数も急激に増加している。個体数の激増が推察されることから、捕獲を行うことで着実な個体数減少を目指す。  ・ｱﾗｲｸﾞﾏ  　　アライグマの出没は市街地周辺でも多く見られ、民家や倉庫の屋根裏などを住家とする例も見受けられるようになり、それに伴い捕獲頭数も年々増加傾向にあるので、今後も捕獲を強化していく。  　　また、本市では、狩猟者による有害捕獲と平行して、狩猟免許を有しない者に対しても外来生物法に基づく捕獲の資格を与え、これにより地域住民と協力しながら、「箱わな」を利用した捕獲を継続するなどして対策の強化に努めている。  ・ｶﾗｽ  　　カラスの行動圏域を踏まえ被害状況に応じて適切な捕獲を実施する。  　　捕獲効率が悪いことから、広域的な捕獲を実施する。  ・ｶﾜｳ・サギ  　　カワウ・サギの行動圏域を踏まえ、被害状況に応じて適切な捕獲を実施する。  捕獲効率が悪いことから、近隣市町と協力し、広域的な捕獲を実施する。 |

（注）　近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
| 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 |
| イノシシ | 捕獲600頭  又は  被害金額20％減 | 捕獲数800頭  又は  被害金額25％減 | 捕獲数1,000頭  又は  被害金額30％減 |
| シカ | 捕獲数200頭 | 捕獲数220頭 | 捕獲数240頭 |
| アライグマ | 捕獲200匹 | 捕獲数220匹 | 捕獲数240匹 |
| カラス | 捕獲数40羽 | 捕獲数40羽 | 捕獲数40羽 |
| カワウ | 捕獲数50羽 | 捕獲数50羽 | 捕獲数50羽 |

（注）　対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

|  |
| --- |
| 捕獲等の取組内容 |
| 農作物被害の軽減を図るため、イノシシ・シカ等の捕獲については、従来どおりの有害捕獲を継続して行う。新たに被害が発生した地域には鳥獣被害対策実施隊により被害状況を調べたうえで、「わな」等を使用して適切な場所で捕獲を行う。  　アライグマについては、捕獲従事者の充実に努め、より効率のよい捕獲体制を整える。 |

（注）１　わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

　　　２　捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付す

る。

|  |
| --- |
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| 被害の防止として、わな又はライフル銃以外での狩猟を基本として捕獲を実施しているが、被害は年々増加傾向にあり、イノシシ・シカの大型獣類の時には、わな猟では困難な場合、射程が長く殺傷能力の高いライフル銃を使用する。 |

（注）　被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（４）許可権限委譲事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| なし | なし（既に権限移譲済） |

（注）１　都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第４条第３項）。

　　　２　対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
| 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 |
| ｲﾉｼｼ、ｼｶ  ｱﾗｲｸﾞﾏ | ・電気柵  (延長500m)  ・金属柵  　及び電気柵  (延長18,000m)  ・受益面積 150ha | ・電気柵  (延長500m)  ・金属柵  　及び電気柵  (延長18,000m)  ・受益面150ha | ・電気柵  (延長500m)  ・金属柵  　及び電気柵  (延長18,000m)  ・受益面積 150ha |

（注）１　設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

　　　２　侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
| 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 |
| ｲﾉｼｼ、ｼｶ | 侵入防止柵の維持管理は設置者に任せているが、要望に応じて必要なアドバイス等を行っていく。 | 侵入防止柵の維持管理は設置者に任せているが、要望に応じて必要なアドバイス等を行っていく。 | 侵入防止柵の維持管理は設置者に任せているが、要望に応じて必要なアドバイス等を行っていく。 |

（注）　侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記

　　　入する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和５  年度 | ｲﾉｼｼ、ｼｶ  ｱﾗｲｸﾞﾏ | 広報紙掲載による住民への啓発や、中山間地域等の農業集落等に対しての耕作放棄地や里山等の草刈りの徹底指導および、狩猟免許の取得呼びかけや、アライグマ防除安全講習会への参加募集を行う。  　捕獲檻の貸し出しによる捕獲の推進や耕作放棄地を少なくすることによる野生鳥獣に対する抑制効果を検証する。  　カラスについては、市単独事業により報奨金を捕獲者に支払う。 |
| 令和６  年度 | ｲﾉｼｼ、ｼｶ  ｱﾗｲｸﾞﾏ | 広報紙掲載による住民への啓発や、中山間地域等の農業集落等に対しての耕作放棄地や里山等の草刈りの徹底指導および、狩猟免許の取得呼びかけや、アライグマ防除安全講習会への参加募集を行う。  　捕獲檻の貸し出しによる捕獲の推進や耕作放棄地を少なくすることによる野生鳥獣に対する抑制効果を検証する。  　カラスについては、市単独事業により報奨金を捕獲者に支払う。 |
| 令和７  年度 | ｲﾉｼｼ、ｼｶ  ｱﾗｲｸﾞﾏ | 広報紙掲載による住民への啓発や、中山間地域等の農業集落等に対しての耕作放棄地や里山等の草刈りの徹底指導および、狩猟免許の取得呼びかけや、アライグマ防除安全講習会への参加募集を行う。  　捕獲檻の貸し出しによる捕獲の推進や耕作放棄地を少なくすることによる野生鳥獣に対する抑制効果を検証する。  　カラスについては、市単独事業により報奨金を捕獲者に支払う。 |

（注）　緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関等の名称 | 役割 |
| 橋本市経済推進部  農林振興課 | ・被害状況の把握  ・防災無線、広報車による注意喚起  ・橋本市猟友会、高野口猟友会総合分会への出動協力要請  ・橋本警察署、かつらぎ警察署への協力要請  ・自治会、市民への注意喚起  ・報道機関への情報提供 |
| 伊都振興局農林水産振興部  農業水産振興課 | ・有害鳥獣捕獲についての指導・助言  ・その他市・警察・猟友会と連携した対応 |
| 橋本警察署  かつらぎ警察署 | ・現地確認  ・銃器等の取り扱い指導、助言  ・報道機関への情報提供 |
| 橋本市鳥獣被害対策実施隊  (橋本市猟友会、高野口猟友会総合分会) | ・関係機関と連携した追い払い及び捕獲  ・警戒巡視、緊急捕獲等への対応 |

（注）１　関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

　　　３　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 緊急事態の発生の際は、橋本市役所・伊都振興局・各警察署・各猟友会で情報を共有し、迅速に現場に集結し、現場周辺の安全を確保する。また、必要に応じて、警戒巡視、関係機関との協議による緊急的な捕獲を実施する。   |  | | --- | | 被害発生現場 |   　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　現地確認　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出動（捕獲）　　　　　　　　　　　　情報提供　　　　現地確認   |  | | --- | | 各猟友会 |      |  | | --- | | 橋本市役所  農林振興課  （危機管理室） |  |  | | --- | | 伊都振興局  農業水産振興課 |   　　　　　　　　　　　　　　　捕獲依頼  　　　　　　　　　　捕獲協議   |  | | --- | | 自治会  市民 |   　　　　　　　　　　　　　　　　　　注意喚起  　　　　　　協力要請   |  | | --- | | 各警察署  生活安全課 |   　　　　　　　　　　　　　　安全確保    　　　　　　　　　　　　　銃器等取り扱い指導 |

（注）　緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|  |
| --- |
| 捕獲した鳥獣の処理については、現在、捕獲現場での処理や埋設が中心であるが、獣肉の地域資源としての有効利用を検討していく必要があるため、解体処理施設の設置や焼却施設の設置等を検討していきたい。 |

（注）　適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

|  |  |
| --- | --- |
| 食品 | 獣肉（イノシシ、ニホンジカ）を地域資源の一つとして有効利用するべく、解体処理施設におけるジビエとしての利用についても検討していきたい。 |
| ペットフード | 獣肉（イノシシ、ニホンジカ）を地域資源の一つとして有効利用するべく、解体処理施設におけるペットフードとしての利用についても検討していきたい。 |
| 皮革 | 獣肉（イノシシ、ニホンジカ）を地域資源の一つとして有効利用するべく、解体処理施設における皮革としての利用についても検討していきたい。 |
| その他  （油脂、骨製品、角  製品、動物園等で  のと体給餌、学術  研究等） | 現状ではこれらの利用は進んでいないが、今後県や他の市町村とも連携しながら取り組みを検討していきたい。 |

（注）　利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（２）処理加工施設の取組

|  |
| --- |
| 現状では処理加工施設の整備は行っていないが、今後捕獲従事者の意見等を聞きながら情報収集等に努めていきたい。 |

（注）　処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

|  |
| --- |
| 獣肉（イノシシ、ニホンジカ）が地域資源の一つとして利用可能な資源であるとの認識を深めるとともに、他の市町村の取り組みを参考にしながらそうした人材の育成についても検討をしていきたい。 |

（注）　処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 協議会の名称 | 橋本市鳥獣被害防止対策推進協議会 |
|  |  |
| 構成機関の名称 | 役　　割 |
| 橋本市農林振興課 | 施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査 |
| 伊都振興局 農業水産振興課 | 施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査 |
| 橋本市農業委員会 | 耕作地の被害調査及び被害情報の提供 |
| 和歌山県猟友会伊都支部  橋本総合分会長  高野口総合分会長 | 捕獲の実施  （銃猟・わな猟） |
| 紀北川上農業協同組合 | 防護対策の指導及び協力 |
| 和歌山県農業共済組合北部支所 | 農業共済制度による被害情報の提供 |
| 森林組合こうや | 山林所有者の植栽被害軽減の対策及び協力 |
| 紀の川漁協協同組合 | 水産被害調査及び被害情報の提供 |
| 鳥獣保護管理員 | 鳥獣保護に関する情報の提供 |

（注）１　関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関の名称 | 役割 |
| 橋本警察 | 出没情報の提供及び安全確保 |
| かつらぎ警察 | 出没情報の提供及び安全確保 |
| 和歌山県農作物鳥獣害対策アドバイザー | 農作物鳥獣害防止の専門的なアドバイスを行う |
| 伊都地方鳥獣被害防止対策連絡協議会 | 広域的な取り組み体制の強化  情報の共有及び指導 |

（注）１　関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

　　　３　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|  |
| --- |
| ・常勤職員２名（橋本市職員）  施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査  ・非常勤職員１６５名  捕獲の実施（猟友会１６５名）  前年度の和歌山県狩猟登録者を対象に、鳥獣被害対策実施隊員として任命し、有害捕獲を積極的に行い、技術の向上のための研修をして、捕獲体制を強化していく。  各関係団体とも十分連携した被害防止体制を整備していく。 |

（注）１　被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

　　　２　鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|  |
| --- |
| 橋本市鳥獣被害防止対策推進協議会が中心となり、対策を推進していくが、各種団体や中山間地域等の農業集落、自治会等においても積極的な参加を促し、集団での取組を進めていく。  また、広域的な取り組み体制については、伊都地方鳥獣被害防止対策連絡協議会が中心となり、対策を協議する。 |

（注）　将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|  |
| --- |
| 着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の３本柱を基本とした対策が重要であり、獣害を一人一人の問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが重要である認識している。  また、鳥獣は市町村界を越えて移動するとの認識のもと、適宜近隣市町村と情報共有しながら被害防止に努めていきたい。 |

（注）　近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の

実施に関し必要な事項について記入する。